

組合通信4月

IST協同組合
2026.4.3発行
発行者:岸本

変化を力に、新年度スタート！

日頃より技能実習生・特定技能受入にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
4月を迎え、新年度がスタートしました。今年度は当組合の新しい取り組みとして、インドネシア駐在員を現地より職員として迎え入れる事になりました。当組合の受入総数の過半数以上を占めるインドネシア人材のサポート体制を強化し、より良い監理支援体制となるよう取り組んで参ります。

子ども・子育て支援金制度について

4月より新たに子ども・子育て支援金制度が開始となり、健康保険に加入している従業員については、給与から控除する必要があります。

通常、4月分の健康保険料は、5月に支給する給与から控除します。健康保険料に上乗せして徴収となるため、微々たる金額ですが、事前に受入しております実習生・特定技能外国人へお知らせくださいますようお願いいたします。

※詳しくは同封しております別紙をご確認ください

実習生入国しました♪

3月は6名のインドネシア実習生が入国しました。現在入国後講習にて1ヶ月間の講習中です。対象受入実施者さまにおかれましては、4月の配属の際には何卒よろしくお願ひ申し上げます。



書類提出のお願い

【特定技能外国人受入機関の企業さまへ】

入管に提出する1年に1度の定期報告の書類を作成いたします。つきましては、下記詳細をご確認のうえ、提出期限内に当組合へ必要書類のご提出をお願いいたします。

- ★提出書類 ①受入している特定技能外国人全員の賃金台帳(R7年4月分からR8年3月分まで)
※特定技能1号・2号どちらも提出が必要となっております
※特定技能2号より自社支援の場合は自社にて作成、入管へ提出となります
②比較対象労働者の賃金台帳(R7年4月分からR8年3月分まで)
※特定技能外国人と同等の業務に従事する日本人を選定している受入機関のみ
※該当期間に比較対象労働者が退職した場合は、同業務の日本人の賃金台帳を提出
- ★提出期限 2026年4月30日までに当組合メールへご提出（期限厳守をお願いいたします）
※給与計算の締め都合により提出期限に合わない場合は事前にお知らせ下さい
メールアドレス ist-kumiai@dream.jp
- ★備考 該当期間中の在留資格が特定活動の外国人の場合は、対象外となります

ご多忙の中恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願いいたします。
ご不明点、ご質問等ございましたら各担当者へ遠慮なくお問い合わせください。